

平成 26 年 10 月 28 日

企業会計審議会

企業会計審議会会計部会の設置（案）

企業会計審議会に、会計部会を設置する。同部会においては、以下の事項を審議することとする。

- 国際会計基準の任意適用の拡大促進を図るとともに、あるべき国際会計基準の内容について我が国としての意見発信を強化するため、会計を巡る事項について必要な審議・検討を行う。

（注）会計部会の設置に伴い、企画調整部会は廃止することとする。

企業会計審議会の組織（案）

